

新庁舎建設に関する取組について

議会は、新庁舎建設に関する調査特別委員会において、新庁舎建設に係る取組状況等について、これまで執行部からの説明及び県内視察を実施しております。

本年1月末には新庁舎建設検討委員会からの答申が提出され、3月定例会には、基本構想・基本計画が策定されるとともに、事務所の位置を定める条例の改正議案についても上程される予定であるとの説明を受けているところであります。

これまで、新庁舎建設に向けて2回の市民説明会、市民アンケート・ワークショップ、新庁舎建設に関する基本構想・基本計画（案）の策定及びパブリックコメントなど急務なスケジュールが組まれておりますが、市民から求められる意見等について十分な説明ができていないとの意見も出てきているところであります。

このようなことから、今後、新庁舎建設に向けて、これまで以上に市民の理解をより深めていただくよう、下記のことについて申し入れるものであります。

- 1 新庁舎建設に係る本体工事費以外に見込まれる備品、移転費などの経費の状況、及び3庁舎の維持補修費、管理費に係る試算資料の作成と公開を行うこと。
- 2 市民からの意見を十分尊重し、支所機能の明確な方向性と地域振興策について、早期に協議すること。
- 3 基本構想・基本計画が策定された後も、市民からの意見を尊重し、真に必要なとされる修正は検討、協議できるよう配慮し、柔軟に対応すること。
- 4 新庁舎の規模・機能については、防災機能も含め、本市の実状に応じたものとなるよう取り組むこと。